

第 3 4 号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例（平成 9 年足立区条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（整備基準）

第 1 条の 2 区営住宅及び共同施設（以下この条において「区営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 区営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、区営住宅等の整備に関する基準は、足立区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

第 2 条第 4 号中「足立区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 5 条第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 特に使用者の居住の安定を図る必要があるものとして第 4 項で定める場合 2 1 万 4 千円

第 5 条第 1 項第 4 号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「2 1 万 4 千円（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、1 5 万 8

千円)」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8千円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「障害」を「障がい」に改め、同項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に、「その障害の」を「その障がいの」に、「障害の種類」を「障がいの種類」に、「知的障害」を「知的障がい」に改め、同項第3号中「障害」を「障がい」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項第5号中「令第6条第5項第1号」を「第1項第4号ア」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第4号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障がいの程度が次に掲げる障がいの種類に応じ、それぞれ次に定める障がいの程度である場合

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障がい イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合

(3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第6条第3項中「なお」を削る。

第15条中「令第6条第5項第3号」を「第5条第1項第4号ウ」に改める。

第30条第4項中「令第6条第4項」を「第5条第4項」に改める。

第 3 1 条第 1 項中「第 5 条第 1 項第 4 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウ」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 4 項第 5 号」を「第 5 条第 5 項第 5 号」に改める。

第 3 6 条第 1 項第 4 号から第 1 0 号までを次のように改める。

- (4) 区営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 住宅を取得したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。
- (7) 第 2 1 条から第 2 4 条まで及び第 2 5 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (8) 高齢者住宅の使用者が第 5 条第 5 項第 1 号又は第 4 号の要件を欠くこととなったとき。
- (9) 高齢者住宅の使用者が病院等に 6 月以上入院し、なお退院の見込みがなくなったとき。
- (1 0) この条例又はこれに基づく区長の指示命令に違反したとき。

第 3 6 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (1 1) 区営住宅の借上げ期間が終了するとき。
- (1 2) 前各号に掲げるもののほか、区長が区営住宅の管理上必要があると認めたととき。

第 3 6 条第 4 項中「第 1 項第 2 号から第 6 号まで（第 5 号を除く。）」を「第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 1 0 号」に改め、同条第 5 項中「第 1 項第 5 号」を「第 1 項第 1 1 号」に改める。

第 3 8 条の 2 第 1 項第 3 号中「障害」を「障がい」に改める。

第 4 9 条の 2 及び第 4 9 条の 3 中「第 4 項第 6 号」を「第 5 項第 6 号」に、「第 3 6 条第 1 項第 9 号」を「第 3 6 条第 1 項第 6 号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の足立区営住宅条例第 5 条第 4 項第 3 号の規定の適用については、同号中「使用者が 6 0 歳以上」とあるのは「使用者が平成 2 5 年 4 月 1 日前において 5 7 歳以上」と、「又は 6 0 歳以上」とあるのは「又は同日前において 5 7 歳以上」とする。

(提案理由)

区営住宅の整備の基準等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。